

# 供述証拠の収集を容易にするための方策について

## 第1 刑の減免制度

### 1 考えられる制度の概要

自首に当たらなくても、罪を犯した者が、自己の犯罪事実や他人の犯罪事実を明らかにするための協力をした場合であって、当該犯罪の軽重及び情状、協力の時期その他の必要な事情を考慮して相当と認めるときは、その刑を減輕するなどの量刑上の恩典を付与できる旨の実体法的な規定を設ける。

### 2 検討課題

- (1) 必要性
- (2) 自首と同様の法律上の減輕事由とするか
- (3) 寛刑化又は否認した場合に重罰化しないための要件
  - 一定の重要な協力に限定するか
  - その他の考慮要素（相当性）
- (4) 真実性の担保方策

## 【参考条文】

### ○ 現行刑法における自首又は自白による刑の減免規定

#### (自首等)

第42条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。

2 告訴がなければ公訴を提起することができない罪について、告訴をすることができる者に対して自己の犯罪事実を告げ、その措置にゆだねたときも、前項と同様とする。

#### (予備及び陰謀)

第78条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。

#### (内乱等幫助)

第79条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を幫助した者は、七年以下の禁錮に処する。

#### (自首による刑の免除)

第80条 前二条の罪を犯した者であっても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。

#### (私戦予備及び陰謀)

第93条 外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以上五年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

#### (偽証)

第169条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

#### (自白による刑の減免)

第170条 前条の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

#### (虚偽鑑定等)

第171条 法律により宣誓した鑑定人、通訳人又は翻訳人が虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をしたときは、前二条の例による。

#### (虚偽告訴等)

第172条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

#### (自白による刑の減免)

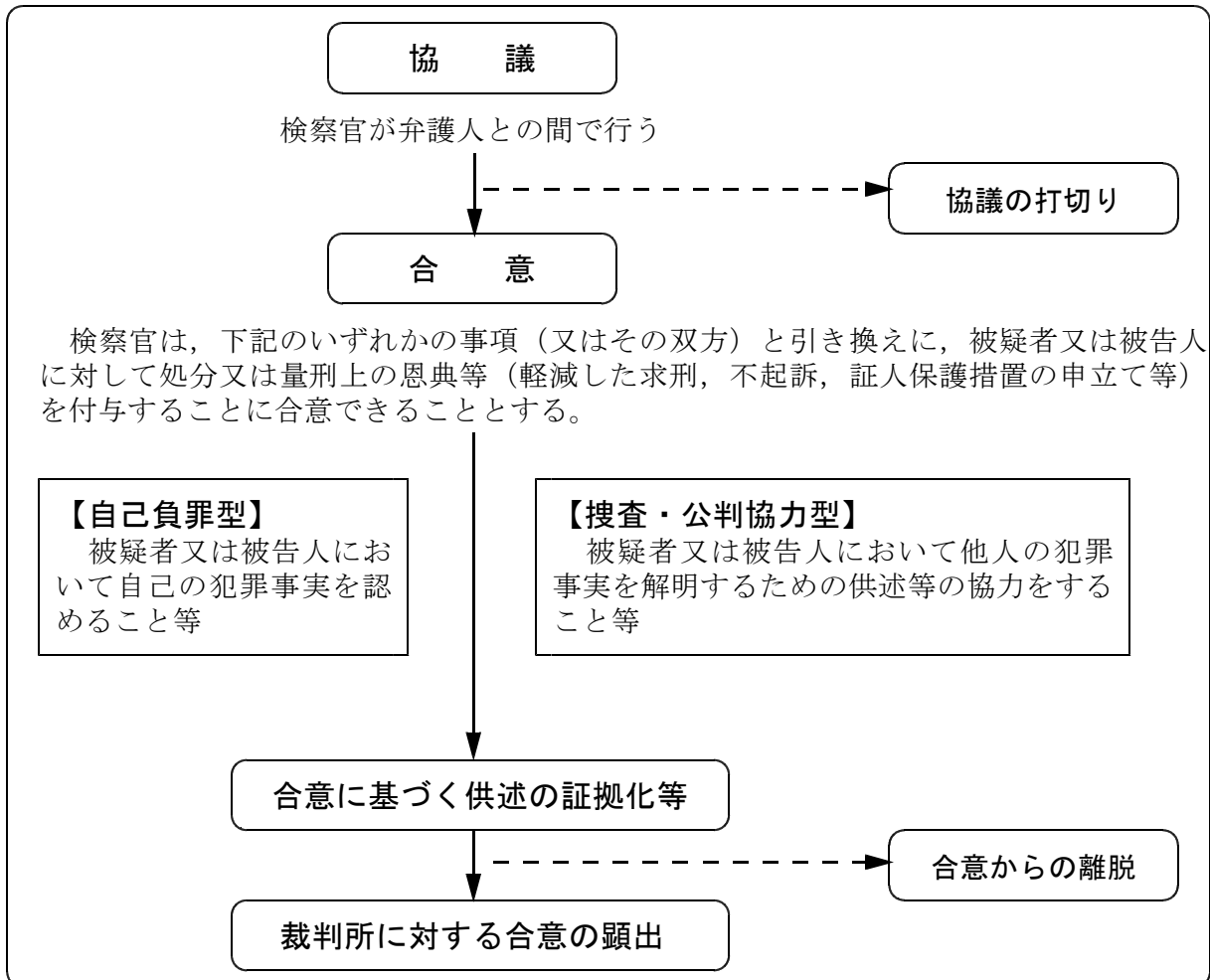
第173条 前条の罪を犯した者が、その申告をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

#### (身の代金目的略取等予備)

第228条の3 第225条の2第1項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

## 第2 協議・合意制度

### 1 考えられる制度の概要



### 2 検討課題

- (1) 必要性
- (2) 自己負罪型か捜査・公判協力型か
- (3) 協議・合意の具体的手続の在り方
  - 協議・合意の内容
  - 裁判所や警察等の関与の在り方
- (4) 真実性の担保方策

### 第3 刑事免責制度

#### 1 考えられる制度の概要

- 証人が証言を拒絶し又はそのおそれがある場合など一定の場合に、検察官の請求に基づいて裁判所（長）が命令を発することができることとし、その場合、証人は、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言であることを理由として証言を拒むことができないこととする。
- 上記の命令により強制された証言又はそれに由来する証拠は、一定の場合を除き、証人に対する刑事事件において証人に不利益に使用できないこととする（使用免責）。

#### 2 検討課題

- (1) 必要性
- (2) どのような場合に利用できるものとするか（命令の請求要件等）
- (3) 命令後の証言についての免責の内容